

昭和 29 年 7 月 1 日
長崎県公安委員会規則第号
最終改正 令和 6 年 2 月 15 日

刑事訴訟法第189条第199条第2項及び第201条の2第1項の規定に基づく
司法警察員等の指定に関する規則

第1条 長崎県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 長崎県警察本部長は、特に必要があると認めるときは前項の規定にかかわらず、長崎県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

第2条 長崎県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第2項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。

- (1) 長崎県警察本部長の職にある者
- (2) 長崎県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則（昭和35年長崎県公安委員会規則第3号）

- 1 この規則は、昭和35年5月17日から施行し、昭和35年4月30日から適用する。
- 2 従前の長崎県公安委員会の規則・訓令・告示等の定めるところにより指定・許可・承認その他の処分または手続きがなされているものはこの規則及び文書の左横書き実施に伴う経過措置に関する規則（昭和35年長崎県公安委員会第1号）中、これに相当する規定により処理されたものとする。

附 則（昭和50年長崎県公安委員会規則第5号）

- 1 この規則は、昭和50年4月11日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、防犯部に所属する警部以上の階級にある警察官で、現に指定を受けている者については、この規則により指定されたものとみなす。

附 則（平成6年長崎県公安委員会規則第18号）

この規則は、平成6年10月25日から施行する。

附 則（平成14年長崎県公安委員会規則第21号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成31年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、令和6年2月15日から施行する。